令和5年6月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
1	議案第　４４　号	高槻市有功者を定めることについて	＜ 氏　　名 ＞ 江沢　よし
			＜ 氏　　名 ＞ 岡田　安弘
			＜ 氏　　名 ＞ 甲斐　隆志
			＜ 氏　　名 ＞ こうの　きよし
			＜ 氏　　名 ＞ 髙島　佐浪枝
			＜ 氏　　名 ＞ 遠矢　家永子
			＜ 氏　　名 ＞ 中村　明子
2	報告第　　４　号	公文書非公開決定処分取消請求控訴事件の控訴審判決に対する上告受理申立ての専決処分報告について	＜申立ての要旨＞ 本市が控訴した公文書非公開決定処分取消請求控訴事件に関する大阪高等裁判所の判決（令和５年５月１９日）を不服とし、最高裁判所に上告受理を申し立てたもの。
3	報告第　　５　号	令和４年度高槻市一般会計繰越明許費繰り越し状況報告について	防災設備等充実事業ほか１２事業　　４，９３０，６４６，０００円 （４、５ページ参照）
4	報告第　　６　号	令和４年度高槻市下水道等事業会計予算の繰り越し状況報告について	下水道建設事業　　７８６，７３０，０００円
5	報告第　　７　号	令和４年度高槻市水道事業会計予算の繰り越し状況報告について	改良事業　　１５６，６４３，１００円
6	報告第　　８　号	令和４年度高槻市水道事業会計継続費繰り越し状況報告について	第９次水道施設等整備事業　　２，１８１，３５７，５００円
7	議案第　４５　号	ごみ処理施設第二・第三工場定期検査修理工事請負契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　４４８，８００，０００円 ＜ 契　約　先 ＞ 川崎重工業株式会社関西支社 ＜ 工 事 内 容 ＞ 定期検査修理工事（廃棄物処理法等に基づく法定点検） ＜ 工　　期 ＞ 議決日から令和６年３月１５日まで

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
8	議案第　４６　号	芥川緑地整備工事（その２）請負契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　２４５，３００，０００円 ＜ 契　約　先 ＞ 大起工業大槻共同企業体 ＜ 工 事 内 容 ＞ 敷地造成工　一式、構造物撤去工　一式、伐採工　一式、 植栽工　一式、給水設備工　一式、雨水排水設備工　一式、 汚水排水設備工　一式、電気設備工　一式、園路広場整備工　一式、 遊戯施設整備工　一式、サービス施設整備工　一式、 管路施設整備工　一式、建築施設組立設置工　一式、仮設工　一式 ＜ 工　　期 ＞ 議決日から令和６年３月１５日まで
9	議案第　４７　号	大冠排水機場除塵機更新工事請負契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　２６１，８００，０００円 ＜ 契　約　先 ＞ 前澤工業株式会社大阪支店 ＜ 工 事 内 容 ＞ 走行式除塵機設備更新　一式 ＜ 工　　期 ＞ 議決日から令和７年３月１４日まで
10	議案第　４８　号	高槻市立文化会館市民会館その他解体工事請負契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　７３２，１６０，０００円 ＜ 契　約　先 ＞ ツバサ建業植田建材天建共同企業体 ＜ 工 事 内 容 ＞ 解体工事 ・文化会館市民会館 （ＳＲＣ造一部Ｓ造、地上５階、延べ面積約１０，１５０㎡） ・その他附帯施設 ＜ 工　　期 ＞ 議決日から令和７年１月３１日まで
11	議案第　４９　号	高槻市立中学校生徒机購入契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　３０，１５４，７９５円 ＜ 契　約　先 ＞ 株式会社西堀高槻営業所 ＜ 契 約 概 要 ＞ 生徒机２，６３３台 ＜ 納　　期 ＞ 議決日から令和６年３月３１日まで
12	議案第　５０　号	電子黒板機能付きプロジェクタ等購入契約締結について	＜ 契 約 金 額 ＞　２９，５６７，６３７円 ＜ 契　約　先 ＞ なだや ＜ 契 約 概 要 ＞ 電子黒板機能付きプロジェクタ９７台、 インターフェースボックス９７台 ＜ 納　　期 ＞ 議決日から令和５年１２月２７日まで
13	議案第　５１　号	令和５年度高槻市一般会計補正予算（第３号）	＜ 補　正　額 ＞　１４２，６８１千円 ＜補正後の総額＞　１３５，５７３，０２１千円 （１０ページ参照）
14	議案第　５２　号	高槻市事務分掌条例中一部改正について	＜令和５年６月市議会提出予定条例議案概要のとおり＞ （６～９ページ参照）
15	議案第　５３　号	高槻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例中一部改正について	
16	議案第　５４　号	高槻市市税条例中一部改正について	
17	議案第　５５　号	高槻市火災予防条例中一部改正について	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
18	議案第　５６　号	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	＜令和５年６月市議会提出予定条例議案概要のとおり＞ （６～９ページ参照）
19	議案第　５７　号	高槻市立保健福祉センター条例中一部改正について	
20	議案第　５８　号	高槻市都市公園条例中一部改正について	
21	議案第　５９　号	令和５年度高槻市一般会計補正予算（第４号）	＜補　正　額＞　１，４１９，９７８千円 ＜補正後の総額＞　１３６，９９２，９９９千円 ＜地方債補正＞　１４，２００千円 （１１ページ参照）
22	議案第　６０　号	令和５年度高槻市水道事業会計補正予算（第１号）	＜項　目＞　＜補正額＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　△５０，５２３千円　６，５４２，５５８千円 収益的支出　１，０４５千円　６，１９４，２１１千円 （１１ページ参照）

※　その他
　１　市長の専決処分事項の指定に係る報告について（損害賠償額の決定）
　２　市長の専決処分事項の指定に係る報告について（訴えの提起、和解）

令和4年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所管部課	事業名	繰越明許費 繰越額	理由
1	危機管理室	防災設備等充実事業	12,009 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
2	健康福祉部 障がい福祉課	障がい者福祉施設整備等補助事業	68,700 千円	補助対象事業者における工期遅延の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
3	健康福祉部 長寿介護課	高齢者福祉施設整備等補助事業	374,087 千円	補助対象事業者における工期遅延の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
4	街にぎわい部 文化スポーツ振興課	スポーツ施設整備事業	17,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
5	教育委員会 教育総務課	小学校教育活動体制整備事業	58,050 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
6	教育委員会 教育総務課	中学校教育活動体制整備事業	26,100 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
7	教育委員会 学校安全課	小学校校舎改修事業	558,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
8	教育委員会 学校安全課	小学校トイレ整備事業	360,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
9	教育委員会 学校安全課	小学校空調整備事業	2,201,500 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
10	教育委員会 学校安全課	中学校校舎改修事業	105,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
11	教育委員会 学校安全課	中学校トイレ整備事業	196,700 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
12	教育委員会 学校安全課	中学校エレベーター設置事業	110,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。

	所　管　部　課	事　業　名	繰越明許費 繰　越　額	理　由
13	教育委員会 学校安全課	中学校空調整備事業	843,500 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
合計			4,930,646 千円	

令和５年６月市議会提出予定条例議案概要

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>付　議　事　項</th><th>理　由　及　び　要　旨</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>５２</td><td>高槻市事務分掌条例中一部改正について</td><td>
多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、重点施策を迅速かつ確実に推進していくため、事務の執行体制に関し次のとおり見直しを行う。
１　高槻市事務分掌条例の一部改正（本則関係）
市長の直近下位の内部組織について、次のとおり改編を行う。（第２条関係）
(1)　市民生活環境部
新たに次の事務を所掌する。
ア　公民館及び図書館に関すること。（現行：教育委員会所管）
イ　文化振興、生涯学習及びスポーツに関すること。（現行：街にぎわい部所管）
(2)　子ども未来部
新たに青少年の育成に関する事務（現行：教育委員会所管）を所掌する。
２　高槻市立公民館条例及び高槻市立図書館条例の一部改正（附則第６条及び第１２条関係）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定を適用し、市立公民館及び市立図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長が行うこととする。
３　高槻市職員定数条例の一部改正（附則第２条関係）
１による内部組織の改編に伴い、事務部局ごとの職員の定数の内訳を次のとおり見直す。（第２条関係）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>改正後</th><th>現　行</th><th>増減数</th></tr>
<tr><td>市長事務部局</td><td>１，６１２人</td><td>１，５５３人</td><td>５９人</td></tr>
<tr><td>教育委員会事務部局・教育機関事務部局</td><td>３１９人</td><td>３７８人</td><td>▲５９人</td></tr>
</table>
４　高槻市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（附則第３条関係）
自動車運送事業及び水道事業を通じて、管理者として企業管理者１人を置くこととする。（第２条関係）
５　その他関係１１条例について所要の規定整備を行う。
</td><td>令和５年８月１日から施行する。</td></tr>
</table>

５３	高槻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例中一部改正について	国の自治体ＤＸ推進計画及び本市のＩＣＴ戦略に基づき、利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資すると認められる手続等のオンライン化を原則とすることに合わせ、手続等のオンライン化の実施に当たりあらかじめ行うこととされている告示を廃止する。（第９条関係）	公布の日から施行する。
５４	高槻市市税条例中一部改正について	令和５年３月３１日付け「地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）」による地方税法の一部改正等に伴い、同日付けの専決処分により改正を行った事項以外のものについて次のとおり改正を行う。 １　個人市民税関係 (1)　国内に住所のある個人に対して新たに課税される森林環境税の賦課徴収等に関し必要な事項を定める。（第２３条の２、第３０条、第３２条、第３５条、第４２条、第４２条の２及び第４２条の６関係） (2)　給与所得者の扶養親族等申告書における記載を簡素化するため、前年に提出した申告書の記載事項と相違がないときは、記載すべき事項に代えて相違がない旨を記載した申告書を提出できることとする。（第２７条の２関係） ２　固定資産税関係 新築された日から２０年以上を経過したマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模な修繕等を実施したものに係る固定資産税の減額措置の割合について、条例で定めるに当たって参酌すべき地方税法上の範囲を参酌し、当該割合を３分の１とするとともに、当該減額措置の適用を受けようとする場合における申告書の記載事項等を定める。（附則第１９条の２及び第１９条の３関係） ３　軽自動車税関係 (1)　特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る種別割の税率を１台につき年額２，０００円とする。（第８５条関係） (2)　自動車メーカーの不正行為によって軽自動車税の環境性能割又は種別割に納付不足額が発生した場合の加算割合を１００分の３５（現行：１００分の１０）に引き上げる。（附則第３０条の４及び第３１条の４関係） ４　その他地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。	公布の日から施行する。ただし、１(1)及び３(2)は令和６年１月１日から、１(2)は令和７年１月１日から施行する。

５５	高槻市火災予防条例中一部改正について	１　「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第８号）」により、条例を定めるに当たって従うべき基準が改められたため、改正後の当該基準に従い、次のとおり改正を行う。（第１１条の２関係） (1)　急速充電設備（電気自動車等に充電する設備をいう。以下同じ。）の全出力の上限（現行：２００kW）を撤廃する。 (2)　急速充電設備はコネクターを用いて充電するものであること、分離型の急速充電設備にあっては充電ポストを含むこととするなど、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について所要の見直しを行う。 ２　「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（令和５年２月２１日付け消防予第５９号消防庁次長通知）」を踏まえ、次のとおり改正を行う。（第２３条及び別表第７関係） (1)　劇場等において喫煙所の設置をした場合に設置することとされている「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法の規定により喫煙専用室標識が設置されている場合には設置を不要とする。 (2)　「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。	１は令和５年１０月１日から、２は公布の日から施行する。
５６	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	１　地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに都市・地域総合交通戦略その他地域公共交通に関する重要事項の調査審議を行うため、市長の附属機関として、高槻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を次のとおり設置する。（別表関係） (1)　協議会は、委員２５人以内で組織する。	公布の日から施行する。

		(2)　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 ア　学識経験のある者 イ　関係行政機関の職員 ウ　関係団体を代表する者 エ　市民 オ　市の職員 (3)　協議会の委員の任期は、２年とする。 ２　１に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について次のとおり改正を行う。（附則第２項関係） 協議会の委員の報酬は、日額９，１００円とする。（別表第１関係）	
５７	高槻市立保健福祉センター条例中一部改正について	障害者に対する歯科診療等の拡充を図るため、市立総合保健福祉センター内に設置する口腔保健センターの診療日について、現行の火曜日及び木曜日に加え、新たに水曜日を診療日とする。（第１９条関係）	令和５年１０月１日から施行する。
５８	高槻市都市公園条例中一部改正について	１　「都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（令和５年３月２９日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知）」を踏まえ、利用者の利便性の向上及び管理の効率化を図るため、次のとおり改正を行う。 (1)　安満遺跡公園の指定管理者が行う業務の範囲に催しのために設けられる仮設工作物に係る定型的な占用許可を加える。（第２条の９関係） (2)　(1)の占用許可に係る利用料金は、指定管理者の収入とするとともに、利用料金の額は、現行の使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。（第１４条の２及び別表第２関係） ２　利用者の利便性の向上を図るため、安満遺跡公園の歴史拠点施設の使用可能時間を午前９時から午後７時（現行：午後５時）までに延長する。（別表第１関係） ３　利用環境の整備を目的として芥川緑地のテニスコートを改修することに伴い、利用者に適切な負担を求める観点から当該テニスコートに係る利用料金を１時間につき６２０円（現行：５２０円）に引き上げる。（別表第３関係）	令和５年８月１日から施行する。ただし、３は、規則で定める日から施行する。

令和５年度６月補正予算主要内容（即決分）

種　　別	事 業 名 等	補正額(千円)	主　　要　　内　　容
一　般　会　計　歳　出			
市　民　生　活 環　境　部	個人番号カード交付関連	142,681	マイナンバーカード申請の急増による委託料の増
一　般　会　計 歳　　入	国庫支出金	142,681	社会保障・税番号制度交付事務費補助金

令和５年度６月補正予算主要内容

種　　別	事業名等	補正額(千円)	主　　要　　内　　容
一　般　会　計　歳　出			
総合戦略部	政策推進事務	272	大阪・関西万博の機運醸成に向けた公用車への万博仕様ナンバープレートの取付
	市制施行８０周年記念	4,000	（仮称）市制施行８０周年記念フェスタに係る企画の追加
	情報システム最適化・再構築	2,090	ＤＸ人材育成に向けた研修等の実施
総　務　部	特別職報酬等審議会運営	364	特別職報酬等審議会に係る委員報酬
健康福祉部	●社会福祉施設等物価高騰対策支援	8,000	物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する支援金
	口腔保健センター管理運営	5,356	口腔保健センターの診療日数の拡大（週２日⇒週３日）
	●地域医療活動補助	75,000	物価高騰の影響を受ける保険医療機関及び保険薬局に対する支援金
子ども未来部	母子家庭等対策総合支援	1,400	養育費に係る公正証書等の作成費用及び保証契約の締結費用の助成
	保育所等業務効率化推進	22,500	民間保育施設に係る保育現場のＩＣＴ化に向けたシステム導入支援
	●教育・保育施設等物価高騰対策支援	15,200	物価高騰の影響を受ける就学前の教育・保育施設等に対する支援金
	民間保育所等整備等補助	41,714	国の補助基準額の改定等に伴う補助金の増
	認定こども園化等推進整備補助	84,940	認定こども園の建替及び国の補助基準額の改定等に伴う補助金の増など
	健診・教室等	6,016	新生児に係る聴覚検査費用の助成
都市創造部	総合交通体系推進	5,774	山間３地域における適切な交通手段の導入検討など
	高槻駅前線無電柱化	43,700	高槻駅前線の無電柱化に係る実施設計
	市営駐車場・市立自転車駐車場管理運営	9,322	市営駐車場・市立自転車駐車場に係る指定管理料の増（令和４年度光熱費増額分）
街にぎわい部	●農業振興	6,138	物価高騰の影響を受ける販売農家に対する支援金
	市民プール・スポーツ施設等管理運営	18,732	市民プール・スポーツ施設等に係る指定管理料の増（令和４年度光熱費増額分）

種　　別	事業名等	補正額(千円)	主　　要　　内　　容
教育委員会	小学校給食費補助	458,784	小学校給食費の恒久的無償化
	生徒指導推進	1,078	不登校児童生徒支援推進モデル事業として、モデル校区における漢字検定を活用した取組の導入
	学校図書館充実	73,533	学校図書館における蔵書の計画的整備
	小学校家庭学習支援	8,977	家庭学習支援の小学校５・６年生への拡大
そ　の　他	繰出金等	515,676	●水道事業会計
一般会計歳入	国庫支出金	1,437,372	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　806,653
			就学前教育・保育施設整備交付金　593,543
			保育対策総合支援事業費補助金　19,788
			街路整備費補助金　13,900
			ほか
	府支出金	△ 501,965	安心こども基金特別対策事業費補助金　△ 480,945
			認定こども園施設整備費補助金　△ 21,020
	繰入金	467,000	財政調整基金
	市債	14,200	道路整備事業債
水道事業会計	収益的収入	△ 50,523	●水道料金（全水道利用者の基本料金４か月分の無償化）　△ 566,199
			一般会計補助金　515,676
	収益的支出	1,045	●水道料金(基本料金)無償化に係るシステム改修費

●は物価高騰対応関連の市独自施策